

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 揖斐川・長良川総合管理所外衛生設備点検等業務
三重県桑名市長島町十日外面136 |
| 2 履 行 期 間 | 独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所
三重県桑名市長島町十日外面139 防災資料館 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和8年3月23日 |
| 4 内 容 等 | 別添仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」及び営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」の認定を受けていること。かつ、本店、支店又は営業所が岐阜県、愛知県、又は三重県に所在すること。 |
| 3 見積書等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAX又は電子メールで提出してください。(※送信先は、4)のとおりです。)

なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令和 7 年 7 月 23 日 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012

FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp |
| 5)見積回数 | 2回を限度とします。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年7月24日12:00までとします。 |
| 6)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 | |

揖斐川・長良川総合管理所外衛生設備点検等業務
仕 様 書

令和7年7月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、「揖斐川・長良川総合管理所外衛生設備点検等業務」(以下「業務」という。)に適用する。

第2節 業務概要

1. 目的

本業務は、揖斐川・長良川総合管理所及び防災資料館に設置している衛生設備の機能を正常に維持、円滑な運用を図るため、点検、清掃及び水質調査を行うものである。

2. 業務場所

業務場所は次のとおりとする。

- (1) 三重県桑名市長島町十日外面136 独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所
- (2) 三重県桑名市長島町十日外面139 防災資料館

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月23日までとする。

4. 対象設備及び履行範囲

別紙「設備等一覧表」のとおりとする。

第3節 業務内容

1. 本業務の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 各機器の外観状況の点検
- (2) 各機器の動作機能の点検
- (3) 各機器の清掃
- (4) 消耗品の状況確認と報告
- (5) 部品の状況確認と報告
- (6) 各機器の指定箇所への注油及びクリーニング
- (7) 調整ずれ箇所の補正
- (8) 軽微な調整等
- (9) 水質調査(飲料水水質調査11項目)
- (10) 報告書等の作成

2. 水質調査

- (1) 水質調査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚労省告示第261号)において実施し、報告するものとする。
- (2) 検査項目については「水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省第101号、最終改定平成27年3月2日厚生労働省令第29号)」に定める項目のうち、別紙「設備等一覧表」に記載する検査項目を実施するものとする。
- (3) 受水槽の残留塩素濃度は0.3mg/L以上に保持すること。ただし、水質検査の結果、満たない場合は薬品を補充すること。

3. 概算見積書等の提出

点検の結果、不具合箇所及び不良部品を発見した場合は、機能回復に要する費用の概算見積書、不具合箇所及び不良部品の写真、点検整備項目、部品名及び規格等を詳細に記した報告書を作成し、速やかに機構に提出しなければならない。

第4節 支給材料

本業務において、無償支給するものは次のとおりとする。

- (1) 設備の運転操作に必要な電力
- (2) 本業務に必要な低圧電力(引渡しが可能な場所に限る)

第5節 機器等

本業務に必要な機器等は、受注者において準備するものとする。

第6節 試運転

点検後は試運転を行い、正常に動作することを確認するものとする。

第7節 後片付け

受注者は、業務の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸および各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場および業務に係わる部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするものとする。

第8節 安全等の確保

1. 受注者は、常に業務の安全に留意し現場管理を行い事故の防止を図らなければならない。
2. 本業務にあたっては、既設設備、構造物及び備品等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。
3. 損傷を与えた場合は、ただちに機構に報告するとともに、受注者の責において現状に復さなければならない。

第9節 事故報告等

受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに機構に通報するものとする。

第10節 報告書等の提出

1. 受注者は、本業務が完了したときは、速やかに次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 完了届
 - (2) 業務報告書(各設備の清掃、点検内容及び結果が詳細にわかる報告書、履行状況写真等を含む)
 - (3) 水質検査報告書
 - (4) 不具合箇所に対する詳細な改善策提案書(業務報告書に改善策を詳細に記載する場合は省略可。ただし、第3節第3項により提出する見積書の内容と齟齬がないようにすること)
 - (5) 上記改善策に伴う発生費用の見積書(第3節第3項で提出する見積書と内容が同じ場合は省略可)
2. 上記(2)については、紙及び電子データ(DVD)を各1部提出するものとする。なお、電子データのファイル形式は、エクセル、ワード等(PDFを除く)を標準とする。

第11節 契約変更

1. 機構は第3節第3項の概算見積書の提出を受けた場合は、内容について確認し、必要と認めた場合は追加修理を依頼するものとする。なお、追加した修理及び部品については、変更契約の対象とする。

第12節 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり本業務に関連する関係法令、省令及び条例等を遵守しなければならない。

第13節 その他

本仕様書に疑義が生じた場合には、機構と協議のうえ決定するものとする。

(別紙)

設 備 等 一 覧 表

【設備一覧】

設 置 場 所	項 目	単位	数量	点検回数
揖斐川・長良川総合管理所	衛生整備点検及び清掃 ※1	式	1	1回
	T-1 受水槽清掃 4. 5m3	基	1	
	PW-1 給水ポンプ(加圧ポンプ)点検	基	2	
	P-1 湧水ポンプ(排水ポンプ)点検	基	2	
	水質検査(飲料水水質検査11項目)	式	1	
防災資料館 (アクアプラザながら)	衛生整備点検及び清掃 ※2	式	1	
	WT-1 受水槽清掃 3. 1m3	基	1	
	PU-1 給水ポンプ(加圧ポンプ)点検	基	2	
	PO-1 排水ポンプ点検	基	1	
	水質検査(飲料水水質検査11項目)	式	1	

【飲料水水質検査項目】

	検 査 項 目	条 件
1	一般細菌	1ミリリットルの検水で形成される集落数が100以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	0. 04mg/L以下であること
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること
5	塩化物イオン	200mg/L以下であること
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること
7	pH値	5. 8以上8. 6以下であること
8	味	異常でないこと
9	臭気	異常でないこと
10	色度	5度以下であること
11	濁度	2度以下であること

※水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)に定める項目及び基準(省略不可項目)

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川河口堰管理所			
	経理課 岡村弘志			
	電話番号	0594－42－5012	FAX番号	0594－42－5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

揖斐川・長良川総合管理所外衛生設備点検等業務

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」におけるオープンカウンタ実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 承諾する